

名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業事務取扱要領

第 1 名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、要綱において市長が別に定める若しくは市長が必要と認める事項及び要綱の実施に関し必要な事項を定める。

第 2 要綱第 4条第 1項に規定する助成事業は、本市の他の助成金の交付を受ける事業を除くものとする。

第 3 助成金の申請を行おうとする者は、市長が毎年度、別に定める時期までに、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成金に係るエントリー（仮申込み）票（第 1号様式。以下「仮申込み票」という。）に屋外分煙施設設置予定場所（以下「設置予定場所」という。）と最寄り駅（以下「駅」という。）が分かる資料を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の仮申込み票の提出があったときは、現地調査等によりその内容を審査した上で、次の各号に掲げる基準に従い仮申込み票を提出した者（以下「仮申込み票提出者」という。）の順位を決め、予算の範囲内で、順位の高い者から助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）を決定し、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成対象者決定通知書（第 2号様式。以下「助成対象者決定通知書」という。）により仮申込み票提出者に通知することとする。

(1) 設置予定場所が、駅の改札口から概ね 800m以内の設置予定場所を対象に、各駅ごとに、既に名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業により設置した屋外分煙施設を含めて、駅の改札口からの距離により、駅別の順位（以下「駅別順位」という。）を定める。

(2) (1)の駅別順位が高い設置予定場所について、乗車人員の多い市内駅（要領第 3に定める別表の駅順）を先順位として、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業による屋外分煙施設の設置がなかった市内駅を優先して順位を定める。

(3) 第 1号に該当しない設置予定場所については、駅の改札口からの距離が近い設置予定場所を先順位として順位を決定する。この場合における最も

高い順位の設置予定場所は、第 2号に該当する設置予定場所のうち、最も順位の低い設置予定場所の次の順位とする。

第 4 市長は、前条第 2項により助成対象者とならなかった仮申込み票提出者を補欠として決定することができる。補欠を決定したときは、補欠順位を付して補欠決定通知書（第 3号様式）により仮申込み票提出者に通知することとする。

2 補欠の期間は、前項により決定した年の12月末日までとする。

第 5 助成対象者決定通知書通知後の屋外分煙施設設置場所の変更は認めない。ただし、既に提出した仮申込み票と同一の敷地内で、前条の順位の決定に影響がない場合を除く。

第 6 助成対象者決定通知書通知後、助成対象者を辞退するときは、助成対象者辞退届（第 4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の辞退は、助成対象者決定通知書の通知を受けた日から15日を経過した日までに行うものとする。

3 市長は、助成対象者に該当しなくなった場合、助成対象者を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により助成対象者決定の取消しをした場合、助成対象者決定取消通知書（第 5号様式）により助成対象者に通知するものとする。

第 7 補欠者が、補欠を辞退するときは、補欠辞退届（第 6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補欠者に該当しなくなった場合、補欠決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補欠決定の取消しをした場合、補欠決定取消通知書（第 7号様式）により補欠者に通知する。

第 8 市長は、前条及び第 6 の規定による辞退、交付決定の取消し、要綱第 14 条の規定による取下げ又は事業の中止等により助成対象者が減少し、助

成金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠者を予算の範囲内で補欠順位順に繰り上げ、助成対象者とし、助成対象者決定通知書(第2号様式)により仮申込み票提出者に通知するものとする。

第9 市長は、申請者から要綱第11条に規定する報告を受けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 支払証拠書類の写しの支出内容を確認し、助成対象経費であること。
 - (2) 支払い証拠書類の写しの日付を確認し、要綱第4条第3項に規定された期間内であること。
 - (3) 交付決定に際して、市長が認めた助成事業の額に相当する支払証拠書類の写しが提出されていること。
 - (4) その他助成事業の執行が適切になされていること。
- 2 写しを提出した支払証拠書類の原本は、申請者において5年間保存する。

第10 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の要領(以下「旧要領」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領による改正後の各要領(以下「新要領」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙は、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第 3 関係）

名古屋、金山、栄、大曾根、千種、伏見、鶴舞、藤が丘、矢場町、久屋大通、星ヶ丘、上前津、今池、市役所、丸の内、上小田井、八事、神宮前、本山、新栄町、堀田、黒川、一社、ナゴヤドーム前矢田、池下、新瑞橋、中村公園、桜山、塩釜口、御器所、上社、本郷、高畑、八田、名古屋大学、徳重、原、大須観音、覚王山、鳴海、高岳、砂田橋、日比野、岩塚、植田、本陣、平針、新守山、東山公園、伝馬町、東別院、笠寺、茶屋ヶ坂、吹上、瑞穂区役所、有松、六番町、東海通、庄内通、志賀本通、浄心、車道、いりなか、八事日赤、栄生、南大高、大同町、野並、自由ヶ丘、小幡、中村区役所、大森・金城学院前、平安通、川名、国際センター、名古屋港、名城公園、浅間町、鳴子北、港区役所、中村日赤、瑞穂運動場東、中京競馬場前、亀島、上飯田、築地口、荒畑、神宮西、相生山、庄内緑地公園、大高、桜本町、金城ふ頭、春田、瑞穂運動場西、尾頭橋、山王、総合リハビリセンター、名古屋競馬場前、西高蔵、神沢、伏屋、鶴里、喜多山、ささしまライブ、熱田、荒子川公園、道徳、東枇杷島、大江、中島、烏森、東名古屋港、稲永、豊田本町、左京山、本笠寺、荒子、瓢箪山、柴田、本星崎、味鋺、戸田、妙音通、東大手、桜、尼ヶ坂、中小田井、南荒子、小本、森下、守山自衛隊前、清水、呼続、黄金、野跡、川宮、金屋、川村、小幡緑地、守山、矢田、白沢溪谷、米野、小田井、比良

注 1 令和元年度の市営地下鉄各線、志段味線（ゆとりーと高架区間）、あおなみ線、JR東海各線、城北線、名鉄各線、近鉄名古屋線、東部丘陵線（リニモ）の市内各駅における乗車人員が多い駅順に記載。

2 平成27年大都市交通センサスにおいてターミナルとされている駅は、各路線の乗車人員数を合計した値による。

3 赤池駅は日進市内であるため除く。